

東京地裁昭和 62 年 11 月 30 日判決・判例時報 1267 号 82 頁

解放病棟に入院中のうつ病患者が、許可を受けて所内散歩中に自死したという事案で、裁判所は病院の責任を否定しました。

この裁判例では、一般的に「うつ病が全治しきっていない間は、自殺の危険性は常に何がしかは存在する」けれども、どの段階でどの程度の開放処遇（拘束の度合いの低い環境で過ごすこと）を行うかは、医師の裁量が大きいとされました。そのため、医師の判断に医学上不合理な点が認められない場合には、医師の過失を問うことはできないとされています。